

第 13 章 生活必需物資

食品の卸売業者及び製造業者

1 地方卸売市場

（令和6年1月現在）

市場名	卸売業者名	取扱品目	所在地	電話番号
秋田市公設地方卸売市場				018-869-5222
	秋印秋田中央青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-7222
	丸果秋田県青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5511
	丸水秋田中央水産（株）	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5311
	（株）秋田丸魚	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-7811
大館市公設総合 地方卸売市場	大館市青果魚類卸売（株）	総合	大館市釈迦内字街道上 1	0186-48-6760
本荘総合 地方卸売市場	（株）本荘由利中央青果市場	青果	由利本荘市水林 415	0184-23-2291
	（株）本荘丸中魚市場	水産物	由利本荘市水林 415	0184-22-5124
能代青果地方卸売市場	（株）能代青果地方卸売市場	青果	能代市字鳥小屋 36-1	0185-52-5301
秋田県南青果 地方卸売市場	（株）秋田県南青果地方卸売市場	青果	横手市三枚橋 2-3-26	0182-32-5551
秋田県南青果地方卸売 市場湯沢雄勝市場	（株）秋田県南青果地方卸売市場	青果	湯沢市古館町 12-1	0183-73-3430
横手中水地方卸売市場	横手中水（株）	水産物	横手市卸町 6-10	0182-32-5101
湯沢地方卸売市場	（株）山小湯沢水産地方卸売市場	水産物	湯沢市前森 3-8-17	0183-72-2111

〔県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課〕

2 秋田県パン協同組合組合員

（令和6年1月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
秋田県パン協同組合	秋田市山王 6-1-13-3F	018-862-3566
(株) たけや製パン	秋田市川尻町大川反 233-60	018-864-3117
秋田米飯給食事業協同組合	秋田市新屋天秤野 88-25	018-865-1415
岩谷製パン	大館市十二所字十二所町 303	0186-52-2164
(有)渡部製パン	由利本荘市砂子下 73-4	0184-22-1553
(有)布川製菓店	横手市平鹿町浅舞字蔭沼 163	0182-24-1073
(有)さそう	横手市増田町増田字上町 102-2	0182-45-4799
(有)木村精肉店	北秋田市材木町 9-30	0186-62-2460
(株)伊徳いとくデリカセンター	大館市二井田字前田野 37-29	0186-44-5577
(株)カネショウササキ	大館市根下戸小館花尻 405	0186-43-5800

3 秋田県牛乳協会会員（「※」印の事業所は特別会員、「△」印は販売のみ。）

（令和6年1月現在）

名 称	所 在 地	電話番号	牛乳	加工乳	乳飲料
全農秋田県本部	秋田市八橋南 2-10-16	018-864-2505	△		
東北森永乳業(株)秋田工場	大館市岩瀬字上軽石野 38-1	0186-54-6111	○		
鈴木牛乳店	秋田市太平目長崎字館の腰 3	018-838-2009	○		
(株)鳥海高原ユースパーク	由利本荘市矢島町城内字花立 60	0184-55-2929	○		
※雄勝酪農農業協同組合	湯沢市前森 3-4-11	0183-73-2560	△		
※雪印メグミルク(株)北東北支店	岩手県盛岡市盛岡駅前北通 1-10-6F	019-626-3691	○	○	○
※(株)明治 北日本支社（盛岡）	岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1-12F	0120-044-082	○	○	○

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき。

（調達物資の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、乙の加盟店への商品供給を優先すること、災害時における物流ラインの断絶等により物資の供給が不能または遅延する可能性があることを甲は予め承諾するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時に供給可能な物資の数量を報告するものとする。ただし、実際の供給物資は前項に定めるとおり要請時点での供給可能物資を基準とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成18年7月10日

（甲）住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
氏名 秋田県知事 寺田典城

（乙）住所 大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社 ローソン
氏名 代表取締役 新浪 剛

物資発注書

年 月 日

会社名 株式会社ローソン

代表取締役社長 ○○○○ 様

担当部署 CCOオフィス

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※ 要請数量は、1日あたりの数量とする。

秋田県総務部総合防災課

電話 018-860-○○○○

担当 ○○ ○○

調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

会社名 株式会社ローソン

担当部署 CCOオフィス

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」（第4条・第8条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水（お茶等）		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ）	タオル（ ）	懐中電灯（ ）	乾電池（ ）
軍 手（ ）	ちり紙（ ）	ろうそく（ ）	ウエットティッシュ（ ）
カセットボンベ（ ）			
※ その他			
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	

（注）協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○印を付ける。）

- ① 秋田県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で現地対策本部に引渡し。
- ③ その他

搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所 在	担当部署	担当者	電話（FAX）番号
第1順位				電話 FAX
第2順位				電話 FAX
第3順位				電話 FAX

4 その他

災害時における応急生活物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、秋田県内において地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第2条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（要請手続）

第3条 第1条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急生活物資の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の供給に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の運搬、引渡）

第5条 乙及び会員生協は、応急生活物資の運搬及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

2 応急生活物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、会員生協が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による応急生活物資の受領を市町村に代行させることができる。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担する。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙及び会員生協は、秋田県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 秋田市山王4丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市土崎港北6丁目1番30号
秋田県生活協同組合連合会
会長 大川 功

別表 災害時応急生活物資

分類		商品名
食料品	飲料	水、ミネラルウォーター、お茶類、牛乳類、ジュース類
	食品	おにぎり、弁当類、ご飯類（レトルト食品）、パン類、カップ麺類、インスタント麺類 果物類（バナナ等） 米 惣菜（レトルト食品）、缶詰（イージーオープン）、調味料（塩、砂糖、みそ、しょうゆ、食用油）、バター、ジャム
日用品雑貨		ティッシュペーパー、トイレットペーパー、キッチンペーパー、濡れティッシュ、生理用品、マスク 紙製食器、紙コップ、はし ラップ、アルミホイル 電池、懐中電灯 軍手、ガムテープ、ゴミ袋 洗濯用洗剤、台所用洗剤、石鹼 ろうそく、マッチ、ライター 洗面用具、バケツ 下着、靴下
季節品	夏	蚊取り線香、殺虫剤、虫除けスプレー
	冬	使い捨てカイロ、灯油

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という。）は、災害時における生活必需物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内に地震、風水害その他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への生活必需物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（生活必需物資の範囲）

第2条 この協定に係る生活必需物資は、次に掲げるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

- 一 食料品 おにぎり、弁当、缶詰、インスタント食品、レトルト食品
- 二 飲料品 容器入り飲料水
- 三 衣類等 タオル、肌着（下着）、軍手、紙おむつ（乳幼児用、成人用）、生理用品
- 四 日用品 割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池、マッチ、ライター、石鹼、洗剤
- 五 その他甲乙協議の上、その都度指定する品目

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、生活必需物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、生活必需物資要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（生活必需物資の供給）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その実施状況を生活必需物資供給実施状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（生活必需物資の運搬、引渡）

第5条 生活必需物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの生活必需物資の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し生活必需物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活必需物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、乙による通常の商品配送業務と異なる引渡場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して、負担額を調整するものとする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して生活必需物資の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（情報交換等）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活必需物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月7日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

（様式1）

防災 一
平成 年 月 日

株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 様

秋田県知事

生活必需物資要請書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり生活必需物資の供給を要請します。

記

供給を要請する生活必需物資の内容等

引渡希望日時	品目	数量	引渡場所	備考

(様式2)

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

会社名

代表者名

生活必需物資供給実施状況報告書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定により、当社の生活必需物資供給の実施状況を次のとおり報告します。

記

1 要請書 平成 年 月 日付け防災一

2 生活必需物資供給の実施状況

引渡日時	品目	数量	引渡場所	備考

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とイオングループのイオンリテール株式会社東北カンパニー（以下「乙」という。）（注1）、イオンスーパーセンター株式会社（以下「丙」という。）、マックスバリュ東北株式会社（以下「丁」という。）（注2）、株式会社サンデー（以下「戊」という。）、株式会社マイカル（以下「己」という。）とは、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁、戊、己と協力し、可能な範囲内で対応するものとする。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断した場合。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が丙、丁、戊、己と協力し、調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 生活必需品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙、丁、戊、己と協力し、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙様式2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が丙、丁、戊、己と調整の上、行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、第1項の引渡し場所への物資運搬について、乙の指定業者が行うことを予め承諾するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、この協定に基づき物資を供給した場合は、甲に対し、「物資供給の実績報告書」（別紙様式3号。以下「実績報告書」という。）により報告するものとする。

（費用）

第7条 乙がこの協定第2条に基づき供給した物資の対価は、乙が提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前の乙の店頭価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して負担額を調整するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（避難場所の提供）

第10条 乙は、丙、丁、戊、己と協力し、災害時において乙、丙、丁、戊、己が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年2月16日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号
イオンリテール株式会社
取締役
東北カンパニー支社長 大山英佳

丙 岩手県盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長 奥野善徳

丁 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番地25号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 勝浦二郎

戊 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 和田正徳

己 大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30
株式会社マイカル
代表取締役社長 松井博史

（注1） 「イオンリテール株式会社東北カンパニー」を「イオン東北株式会社」に読み替える。

（注2） 「マックスバリュ東北株式会社」を「イオン東北株式会社」に読み替える。

様式1号

緊急物資供給要請書

（文書番号：防災一　　）

年　月　日

イオンリテール株式会社東北カンパニー　様

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により、次のとおり要請します。なお、同協定第4条により、本申請に対する貴社の措置状況等を報告願います。

【要請する物資】

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月　日～ 月　日まで			

※要請数量は、1日あたりの数量とする。

発信者・報告先

秋田県　　部　　課

担当　　班（　　）

TEL 018-860-　　FAX 018-860 -

E-mail　　@pref.akita.lg.jp

様式2号

調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の物資調達可能数量等の状況を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

発災直後（調理不要の食品）		発災後3日以降（主食+副食品）	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水（お茶等）		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ）	タオル（ ）	懐中電灯（ ）	乾電池（ ）
軍手（ ）	ちり紙（ ）	ろうそく（ ）	
ウェットティッシュ（ ）	カセットボンベ（ ）		
※その他			
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- (1) 搬入場所 ①県が指定する場所で引渡し ②当社が指定する場所で引渡し
③その他で引渡し（ ）

- (2) 搬入方法 ①陸路 ②空路 ③海路

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

様式3号

物資供給の実績報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により要請のありました物資の供給について、次のとおり実施しましたので、同協定第6条の規定により報告します。

1 要請書番号 年 月 日付け防災-

2 物資供給実績

引渡日時	引渡場所	引渡品目	数量	備考

※添付書類：①別途、引渡場所別の日時、品目、数量等を記載した一覧表がある場合には、「別紙のとおり」としての添付も可とする。

②出荷伝票等の写し

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は前項に定めるとおり要請時点での供給可能数量を基準とする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期するものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「緊急物資（飲料水）要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに緊急物資（飲料水）要請書を提出するものとする。

なお、後日速やかに供給内容精査のため別途乙の指定様式に必要事項を記入のうえ、甲から乙へ提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費 用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「秋田県知事公室総合防災課（注）」、乙においては、「サントリーフーズ株式会社東北支社 企画部」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方ともに備え付けるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協 議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年11月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 磯 川 進

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

別紙1

緊急物資（飲料水）要請書

年 月 日

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長 磯川 進 様

秋田県知事 佐竹 敬久

「災害時における飲料供給に関する協定」第1条及び第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

なお、同協定書第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1・要請日時	平成 年 月 日 時 分
2・飲料水の種類・数量	
3・納入日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・災害対策本部等設置日時	平成 年 月 日 時 分
<連絡事項>	

秋田県総務部総合防災課

要請者 秋田県総務部総合防災課長

電 話

F A X

e-mail

別紙 2

供給可能数量報告書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

サントリーフーズ株式会社
担当部署

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1・要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2・供給可能飲料水の種類・数量	
3・納入日時	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・納入方法	
<連絡事項>	

サントリーフーズ（株）東北支社企画部
報告者
電 話
F A X
e-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下、「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害、その他による被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認めた場合は、飲料の供給を乙に要請することができる。
2 前項の規定による要請は、飲料供給要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給可能数量の報告）

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認のうえ、可能な限り甲に協力するものとし、要請後速やかに供給可能数量報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

（飲料の運搬、引渡）

第3条 飲料の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料を確認のうえ引き取るものとする。
3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。
4 引渡の終了後、甲は、飲料受領書（様式3）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙がこの協定に基づき提供した飲料の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担する。

（飲料の確保）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は飲料の供給可能数量等について協議するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、秋田県知事公室総合防災課（注）、乙においては、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社秋田県販売部とする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して飲料の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成19年8月8日から平成20年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田 典城

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 邦久

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

（様式1）

防災 一
平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久様

秋田県知事



飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第1条第1項の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

（様式2）

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
担当部署

供給可能数量報告書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第2条の規定に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

記

- 1 要請書 平成 年 月 日付け防災一
- 2 納入日時
- 3 納入場所
- 4 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

(様式3)

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
様

飲料受領確認者

職氏名



飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※受領確認者の押印は省略できる。

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙が供給可能な物資について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）をもって行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙の店舗での販売推奨価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行なった運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、甲は、乙がこの協定を履行することが困難な事情があることを承諾する。

第12条 甲及び乙は、甲が行う防災訓練に乙が参加するなど、平時から情報交換等を行い、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第15条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一

（別紙1）

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

- (1) 引渡場所

- (2) 引渡品名及び数量

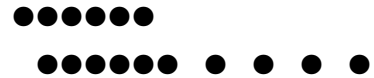
- (3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○



供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定細目

（趣旨）

第1条 この細目は、「秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定書」（平成24年11月7日締結。以下「協定書」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する連携事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害救援自販機）

第2条 協定書第2条第1項第1号に規定する災害救援機能付自動販売機（以下「災害救援自販機」という。）とは、蓄電池を備えることにより停電時でも稼働し、かつ、災害時には、災害救援自販機の設置施設を管理する者（管理を委託した者を含む。以下「施設管理者」という。）が、機内の飲料を当該施設への避難者等に無償で提供することができるものをいう。

（災害救援自販機の設置）

第3条 乙は、災害救援自販機を次に掲げる施設に積極的に設置するよう努めるものとする。

- （1）避難所
- （2）不特定多数の者が利用する公共施設
- （3）その他防災上重要な施設

（災害救援自販機の解錠等）

第4条 災害時における災害救援自販機の解錠方法その他必要な事項は、乙と施設管理者が別途協議して定めるものとする。

（飲料の供給要請）

第5条 甲は、次に掲げる場合において、大量の飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、協定書第2条第1項第2号に基づく飲料の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - （2）秋田県以外において災害が発生し、甲が当該災害の発生地に飲料を提供するとき
- 2 前項の要請は、「飲料の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給する飲料の範囲等）

第6条 甲が乙に供給を要請する飲料は、乙が販売する全ての飲料とするが、その主なものは次に掲げるものとする。

- （1）飲料水
- （2）お茶系飲料

（要請に基づく乙の措置）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の要請を受けたときは、乙が調達可能な範囲内で速やかに供給するものとする。

2 乙は、前項により飲料を供給した場合は、甲に対し、「飲料の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第8条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲から第5条第1項の要請がない場合であっても、乙が供給可能な飲料について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な飲料に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、これを受けて行う甲の要請及び乙の措置は、前条までに定めるところによる。

（飲料の引き渡し等）

第9条 飲料の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、飲料の引き渡し場所に職員を派遣し、飲料を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第10条 乙が供給した飲料の対価は、甲が負担するものとし、その費用は、要請時の乙の小売価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（協議）

第11条 この細目に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この細則は、平成24年11月7日から施行する。

(別紙1)

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

飲料の供給に関する要請書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第5条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する飲料

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

飲料の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

要請のあった飲料を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

供給可能な飲料に関する情報提供書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第8条第1項の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な飲料等

供給可能な飲料	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社伊徳（以下「乙」という。）及び株式会社タカヤナギ（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙及び丙の措置）

第4条 乙及び丙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により物資の供給を実施したときは、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙及び丙は、秋田県内で大規模な災害等の発生を覚知したときは、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙及び丙が供給可能な物資の情報を、甲に提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙若しくは丙又は乙若しくは丙の指定する者が行うものとする。ただし、それが困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、原則として前項の引き渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとするが、必要に応じて当該確認及び引き取りを市町村の職員その他の者に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙及び丙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙及び丙のそれぞれの店舗での販売価格を基準として、甲乙及び甲丙が協議して定めるものとする。

2 乙及び丙が行なった物資の運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資並びに乙及び丙が行った物資の運搬等の費用は、乙及び丙からの請求後、速やかに甲から乙及び丙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結後速やかに災害発生時の連絡責任者及び連絡先をそれぞれ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、そのために使用する車両が緊急通行車両として円滑な輸送ができるように支援するものとする。

（その他）

第11条 甲が行う防災訓練に乙及び丙が参加するなど、甲乙丙は平時から連携し、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙丙のいずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第14条 この協定を解約する場合は、甲乙丙のいずれかが解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月18日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社伊徳
代表取締役社長 塚本 徹

丙 秋田県大仙市川目字東33番地
株式会社タカヤナギ
代表取締役社長 高柳智史

（別紙1）

記 号 一 番 号
年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

- (1) 引渡場所

- (2) 引渡品名及び数量

- (3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○



供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害又はその恐れがある場合。以下同じ。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（レンタル機材の種類）

第2条 レンタル機材の種類は、要請時点で乙が保有する次に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）発電機
- （3）照明機器
- （4）荷役又は輸送用機材
- （5）その他被災者支援等に必要な機材のうち、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時などにおけるレンタル機材の供給を実施する上で、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力要請を必要とする理由
- （2）レンタル機材名
- （3）数量
- （4）引渡（設置）場所
- （5）レンタル期間
- （6）その他参考となる事項

（要請に基づく協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り優先的にレンタル機材を供給するものとする。

（レンタル機材の運搬、引き渡し）

第5条 レンタル機材の運搬経路等は、甲と乙が協議の上決定するものとし、引き渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

- 2 レンタル機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。
- 3 甲は、レンタル機材の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、前項による受領を甲の指定する者に代行させることができる。
- 5 乙は、甲又は甲が指定した者にレンタル機材を引き渡した場合は、書面により引き渡しが完了した旨を甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が前条の規定によりレンタル機材を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

（レンタル機材の費用等）

第7条 乙が供給したレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上、算出・決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙から供給を受けたレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、乙からの請求後、遅滞なく甲から乙に支払うものとする。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は、レンタル機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに報告を行うものとする。

（情報の共有等）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能なレンタル機材の品目及び数量等について報告を求めることができる。

（有効期間等）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙が本協定を終了する旨を書面により通知しない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新され、以後同様とする。

2 本協定の有効期間中でも、甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙は、協議の上必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第13条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成30年 5月18日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久 印

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼直人 印

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定実施細目

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定第13条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」とする。）との協定を実施するための細目を次のとおり定める。

（要請書）

第1条 協定第3条に規定する、甲が乙に提出する書面は、様式第1のとおりとする。

（完了報告）

第2条 協定第5条に規定する、甲が乙に提出する書面は、様式第2のとおりとする。

（連絡責任者等）

第3条 協定第9条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附則

この実施細目は、平成30年 5月18日から実施する。

様式第1

レンタル機材供給協力要請書

年 月 日

様

秋田県知事

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害の状況及び協力要請を必要とする理由

2 必要とする協力の内容

レンタル機材名	数量	引渡（設置）場所	レンタル期間	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

3 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

電 話

F A X

担 当

様式第2

レンタル機材供給完了報告書

年 月 日

様

秋田県知事

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定」第5条の規定に基づき、要請のあったレンタル機材について、下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

1 報告事項

レンタル機材名	数量	引渡（設置）場所	レンタル期間	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

2 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

電 話

F A X

担 当

別表

	秋田県	株式会社アクティオ
連絡責任者	総務部総合防災課長	秋田ブロック長
事務担当者	総務部総合防災課 危機管理・防災支援班長	秋田営業所職員

災害時における救援活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と、東北港運協会（以下「乙」という。）は、災害時における救援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害並びに秋田県国民保護計画が対象としている武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害が発生し又はその恐れがある場合、若しくは秋田県以外の災害について甲が支援する場合。以下同じ。）に、甲が行う被災者の救援のための物資等の確保及び輸送活動（以下「救援活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる救援活動に必要となる業務の実施を、乙に要請することができる。

（救援活動への協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請を受けた場合は、救援活動に協力するものとする。

2 前項の救援活動への協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救援物資等の荷役
- （2）救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- （3）埠頭内道路等の啓開
- （4）その他必要とする業務

（要請手続）

第4条 第2条の規定による要請は、秋田県総務部危機管理監が乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）要請を行った担当者名
- （2）要請した理由及び災害状況
- （3）要請期間及び場所
- （4）要請する業務の内容
- （5）その他必要な事項

（実施報告）

第5条 第3条第2項各号に掲げる業務を実施したときは、乙は秋田県総務部危機管理監に対し、次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）業務従事者及び業務に使用した機材
- （2）業務従事日数及び場所
- （3）業務実施状況
- （4）その他必要な事項

（経費の負担等）

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が救援活動に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準と

して決定する。

- （1）港湾運送事業法に基づき届出された料金
- （2）前号の定めにより難い場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

（連絡体制等）

第8条 甲及び乙は、災害時における救援活動が円滑に行われるよう、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあつては、秋田県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあつては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（雑 則）

第10条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、平成30年 3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県
知 事 佐 竹 敬 久

乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町146
東 北 港 運 協 会
会 長 西 宮 公 平

災害時における救援活動に関する協定実施細目

災害時における救援活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、秋田県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

（救援活動協力業務）

第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資の荷役」を行う作業場所及び同第2号に掲げる救援物資受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく秋田県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務の実施に必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前項の報告は、様式第1及び様式第2の例によるものとする。

（要請書）

第2条 協定第4条に規定する、秋田県総務部危機管理監が東北港運協会会長に提出する書面は、様式第3のとおりとする。

（報告書）

第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会会長が秋田県総務部危機管理監に提出する書面は、様式第4のとおりとする。

（担当者等の報告）

第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、平成30年3月29日から実施する。

様式第1

救援物資受入・積出し施設及び保管場所

1. ○○埠頭上屋
2. 各港湾荷役の荷さばき

※秋田県以外の港湾も適用する。なお、詳細は協定第10条により甲と乙と協議する。

様式第2

港湾荷役作業場所

1. ○○埠頭○号岸壁
2. ○○埠頭○ふ頭

様式第3

年 月 日

救援活動業務協力要請書

東北港運協会会長 殿

秋田県総務部危機管理監 印

災害における救援活動に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連 絡 先	秋田県総務部総合防災課 班 電話
連 絡 日 時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由 及 び 災 害 状 況	
要 請 期 間 及 び 場 所	
要 請 す る 業 務 の 内 容	
摘 要	

様式第4

年 月 日

救援活動協力業務実施報告書

秋田県総務部危機管理監 殿

東北港運協会会長

印

災害時における救援活動に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
従 事 者	別紙のとおり
業 務 に 使 用 し た 機 材	
従 事 日 数 及 び 場 所	平成 年 月 日から平成 年 月 日
業 務 実 施 状 況	
摘 要	

別表

	秋田県	東北港運協会
連絡責任者	総務部総合防災課長	専務理事
事務担当者	総務部総合防災課 危機管理・防災支援班長	協会職員

災害時等における輸送車両提供に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、秋田県内において、地震、津波、風水害等、秋田県地域防災計画で対象とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び建設機械等（以下「輸送車両」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して輸送車両の提供を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙に対して輸送車両の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

2 乙は、甲からの輸送車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに必要な車種及び台数を整え、十分な保険を付した上で優先的に提供するものとする。

3 乙は、要請に基づき、甲の指示する場所（以下「参集場所」という。）へ輸送車両を搬送する。

4 第1項の規定は、災害時等に、甲が県内市町村から輸送車両確保のために協力を要請されたときにおいても、適用できるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、速やかに口頭等をもって乙に行うものとし、その後、遅滞なく、甲は別紙様式1「災害時等における輸送車両提供要請書」を乙に提出するものとする。

- 一 要請の理由
- 二 要請する輸送車両の車種及び台数
- 三 輸送車両の提供を必要とする地域
- 四 輸送車両の提供予定期間及び参集場所
- 五 甲の担当者及び連絡先等
- 六 その他必要な事項

（車両の引き渡し）

第4条 甲は、乙から輸送車両の提供を受けるときは、当該輸送車両に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した輸送車両が、故障その他の理由により利用できなくなったときは、乙は、速やかに、当該輸送車両を交換してその運行等を継続できるようにするものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、輸送車両を提供したときは、次に掲げる事項について、速やかに、口頭等をもって甲に報告するものとし、その後遅滞なく、乙は別紙様式2「災害時等における輸送車両提供実績報告書」を甲に提出するものとする。

- 一 提供した輸送車両の車種及び車両登録番号
- 二 輸送車両を提供した地域
- 三 輸送車両を提供した日数及び走行距離
- 四 その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第2条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、輸送車両の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（会員名簿の提出）

第9条 乙は、乙の会員名簿並びに乙の会員が所有する輸送車両の車種及び台数の一覧表を、毎年度1回、甲に提出するものとする。

（連絡担当者の設置）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成31年3月12日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監
出 口 廣 晴

乙 秋田県秋田市八橋大畑二丁目12番53号
一般社団法人秋田県レンタカー協会会長
小 野 寺 正 臣

様式 1

年 月 日

災害時等における輸送車両提供要請書

秋田県レンタカー協会会長 様

秋田県知事

災害時等における輸送車両提供に関する協定第3条に基づき、次のとおり車両の提供を要請します。

要請の理由		
要請する輸送車両の 車種及び台数	車種	台数
輸送車両の提供を 必要とする地域		
輸送車両の利用予定期間及び 参集場所	利用予定期間： 年 月 日～ 年 月 日 参集場所：	
秋田県の担当者及び 連絡先等	課 所 名： 職 氏 名： 電 話：() -	
【第2条第4項適用時】 市町村及び連絡先等	市町村名： 課 所 名： 職 氏 名： 電 話：() -	
その他必要な事項		

様式2

年 月 日

災害時等における輸送車両提供実績報告書

秋田県知事 様

秋田県レンタカー協会会長

災害時等における輸送車両提供に関する協定第6条に基づき、輸送車両の提供実績について報告します。

提供した輸送車両の車種及び 車両登録番号	車種		車両登録番号	
輸送車両を提供した地域				
輸送車両を提供した日数及び 走行距離	車両登録番号	日数	走行距離 (km)	
その他必要な事項				

災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内市町村が実施する災害対応について、乙及び丙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が、乙及び丙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙及び丙に要請する支援内容は、次のとおりとする。

- 一 不動産登記及び境界問題等の相談業務
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 前各号に定めるもののほか、特に必要な支援

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は秋田県内市町村から前条の支援が必要として甲に対して依頼を受けたときは、書面により、乙及び丙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙及び丙に交付するものとする。

（協力）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員、丙の社員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、その後速やかに書面を甲に交付するものとする。

2 甲は前項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。

3 乙及び丙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告し、甲は速やかに前項の報告を当該市町村に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員及び丙の社員の派遣に要する経費は、甲の負担とする。
- 二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

（労務補償）

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙又は丙の責任において行うものとする。

（研修会への参加）

第8条 乙及び丙は、甲の開催する家屋被害認定調査に関する知識、技術の習得を目的として開催する研修会に、乙の会員及び丙の社員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力要請等の窓口）

第9条 乙及び丙は、お互いに調整し、第4条の協力要請を受け、第5条第1項及び第3項の協力体制報告及び活動終了報告を行う窓口を一本化するものとする。

（連絡担当者の設置）

第10条 甲、乙及び丙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第13条 この協定は締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期限を更新するものとする。

この協定を締結するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年6月14日

- 甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監 出口 廣晴
- 乙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
秋田県土地家屋調査士会会長 古川 克巳
- 丙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 小笹 壽郎

災害発生時における復興支援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害発生時における復興支援に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）、秋田県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 協定第4条の規定により、協定第3条第一号又は第三号の業務について甲又は秋田県内市町村が協力要請を行う場合は、第1号様式の1により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 その他必要な事項

2 協定第4条の規定により、協定第3条第二号の業務について甲又は秋田県内市町村が協力要請を行う場合は、第1号様式の2により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 市町村連絡担当者
- 六 その他必要な事項

（協力体制報告）

第3条 協定第5条第1項による協力体制報告は、第2号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応可能人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 その他必要な事項

（業務報告）

第4条 協定第5条第3項による活動内容の報告は、第3号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 応援業務の内容
- 五 その他必要な事項

（協力要請等の窓口）

第5条 協定第9条の規定により、協力要請等の窓口は、乙に一本化するものとする。

- 2 乙は、甲から協定第4条の協力要請を受けたときは、遅滞なく丙にその旨を伝えたとともに、対応について丙と調整のうえ、協定第5条第1項の協力体制報告を行うものとする。
- 3 乙が、被災等により前2項の対応を行うことができないときは、丙が乙に代わって前2項の対応を行うものとする。

（連絡担当者等の報告）

第6条 協定第10条に基づき、甲は、毎年4月30日までに、県の担当者及び連絡先を第4号様式により乙及び丙に報告するものとする。

- 2 協定第10条に基づき、乙及び丙は、毎年4月30日までに、第5号様式により次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。
 - 一 支援協力に関する連絡担当者及び連絡先
 - 二 支援協力に関する乙及び丙の組織
 - 三 支援協力を従事できる会員、社員
 - 四 その他、必要と認められる事項

（その他）

第7条 この実施細目に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

附則 この実施細目は、平成30年6月14日から適用する。

（第1号様式の1）相談業務等関係

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

又 は

市 町 村 長

応援協力要請書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定により、下記のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

（第1号様式の2）住家被害認定業務関係

年 月 日

様

秋 田 県 知 事
又 は
市 町 村 長

応援協力要請書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定により、下記のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 市町村連絡担当者
- 6 その他必要な事項

（第2号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事

又 は 　　　　　　　　　 あて

市 町 村 長

（ 団 体 名 ）

協力体制報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第1項の規定により、下記のとおり協力体制を報告します。

記

- 1 応援協力期間
- 2 対応可能人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

（第3号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事

又 は 　　　　　　　　　 あて

市 町 村 長

（ 団 体 名 ）

業務報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第3項の規定により、下記のとおり業務実施内容を報告します。

記

- 1 応援協力期間
- 2 対応人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 応援業務の内容
- 5 その他必要な事項

(第4号様式)

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

災害発生時における応援協力に関する協定に関する連絡担当者等報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第10条の規定により、下記のとおり連絡担当者等を報告します。

記

1 秋田県 担当者名簿

業務名	相談業務	被害認定業務
担当課		
連絡担当者		
電話		
FAX		
e-mail		
備考		

（第5号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

（ 団 体 名 ）

災害発生時における応援協力に関する協定に関する連絡担当者等報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第10条の規定により、下記のとおり連絡担当者等を報告します。

記

- 1 支援協力に関する連絡担当者及び連絡先

- 2 添付資料
 - ・ 支援協力に関する組織図

 - ・ 支援協力を従事できる会員又は社員名簿

 - ・ その他、必要と認められる書類

東北地方における災害等の相互応援に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項

（災害等状況調査並びに連絡）

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。

（応援要請によらない応援）

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

（応援の実施）

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

（応援の終了）

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

（費用負担）

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（他の協定等との関係）

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

- 1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年 3月25日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目

（趣旨）

第1条 この協定実施細目は、東北地方における災害等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。なお、「災害等」とは、構成機関相互の応援が必要と認められる事案をいう。例えば、地震、大雨等の自然災害、林野火災、原子力災害、及び鳥インフルエンザの発生等をいう。

（東北地方整備局の応援内容の想定）

第2条 国土交通省東北地方整備局（以下、「東北地方整備局」とする。）が実施する協定の第2条で定める応援内容は、次のとおり想定している。

1. 「情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む）」とは以下の項目をいう。

（1）画像提供

河川、砂防、道路 CCTV、ヘリコプター画像、衛星通信車、Ku-SAT 画像の提供、TV 会議の開催、海保、自衛隊等から提供された画像の転送、他の地方整備局から提供された画像の転送等。

（2）情報収集

被災自治体に派遣された現地情報連絡員（リエゾン）による情報収集等。

2. 「構成機関への職員の派遣」とは、東北地方整備局、他の地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所の職員による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を想定している。

3. 「災害に係る専門家の派遣」とは、国土交通省以外の機関である独立行政法人土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所等の専門家の派遣を想定している。

4. 「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」とは、以下の項目をいう。

（1）貸与機械

東北地方整備局は、構成機関に貸与する機械設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表及び道路維持用機械・除雪機械一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

（2）運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の機械設備の稼働時間等、その運用結果 について、様式-3 を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

（3）貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与機械設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

5. 「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」とは、以下の項目をいう。

（1）貸与通信設備

東北地方整備局は、構成機関に貸与する通信設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表を、年度当初に構成

機関へ報告するものとする。

（2）操作員の派遣

貸与する通信設備の操作員を、通信設備と共に派遣できるものとする。

（3）運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の通信設備の稼働時間等、その運用結果について、様式－3を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

（4）貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与通信設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

6. 「通行規制等の措置」とは、直轄国道の如何に係わらず、道路啓開、応急復旧及び通行規制の支援をするものとする。

7. 「構成機関の関係団体等に対する要請」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条3項に基づき、自治体の災害等に関し、東北地方整備局が（一社）日本建設業連合会等に出動を要請するものである。

8. 「必要最小限の災害等緊急対応」とは、以下の項目をいう。

（1）災害等緊急対応事業

災害等発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所、最終的に応急復旧等を実施する者が不明あるいは未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民生の安定上、国が主体となって、緊急的に対応を実施する必要がある場合に実施

（2）要請に基づく緊急対応

災害等により被災があった構成機関から要請を受けた場合に実施

（連絡担当部局）

第3条 協定第3条で定める連絡のため、構成機関は、相互応援のための連絡担当部局 課名、連絡責任者及び同補助者の役職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 協定第4条で定める応援要請は、口頭もしくは電話で連絡責任者に連絡するものとし、後に、様式－1を用いて文書を速やかに提出するものとする。

（応援内容）

第5条 協定第6条で定める応援内容を決定した場合は、別添様式－2を用いて応援先構成機関あて報告するものとする。

（費用負担）

第6条 東北地方整備局が行う以下の応援内容については、協定第8条の定めによらず以下のとおり費用を負担するもの

とする。

1. 協定第2条第2号の「構成機関への職員の派遣」の費用負担

東北地方整備局等の職員による応援については、東北地方整備局の負担とする。

2. 協定第2条第3号の「災害に係る専門家の派遣」の費用負担

災害に係る専門家の派遣については、東北地方整備局又は各独立行政法人の負担とする。

3. 協定第2条第4号「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」及び第5号「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」の費用負担

(1) 費用負担

①貸与機械・通信設備の使用料は無償とする。

②貸与期間中の燃料、操作員の賃金等は、貸与を受けた構成機関が支払うものとする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 負担区分（応急組立橋）

応急組立橋の貸与に係る費用は、搬出から運搬、設置、撤去、返納まで、全て 貸与を受けた構成機関が負担するものとする。

(3) 負担区分（応急組立橋以外）

貸与機械・通信設備（応急組立橋以外）の配備に関する負担区分は次によるものとする。

①当初設置までに要する費用は東北地方整備局が負担する。

② 貸与期間中の再移動、再設置に要する費用は貸与を受けた構成機関の負担とする。

③東北地方整備局は、当初設置終了後、貸与を受ける構成機関へ機械・通信設備の管理を移管するものとする。

貸与期間中の機械・通信設備の損傷については、貸与を受けた構成機関が弁償するものとする。

④引き揚げに要する費用のうち、機械・通信設備の運搬（回送）費は東北地方整備局が負担する。

(4) 用語の定義

①(3)の当初設置とは、災害対策用機械・通信設備を設置し機器本来の運用が可能な状態をいう。

②(3)の再設置とは、災害対策用機械・通信設備の移設または機能の増強の為の機器の増設等を行う場合をいう。

4. 協定第2条第8号の「必要最小限の災害等緊急対応」の費用負担

(1) 災害等緊急対応事業の費用負担

「災害等緊急対応事業」として実施した場合の費用については、東北地方整備局 が負担する。

(2) 要請に基づく緊急対応の費用負担

「要請に基づく緊急対応」として実施した場合の費用については、要請を行った構成機関の負担とする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(付則)

この協定実施細目は、平成31年 3月25日から効力を生ずる。

様式－1

○ ○ － ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請される構成機関の長） 殿

応援を要請する構成機関の長

（公印省略）

応援要請書

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

1. 場所（位置図等を添付）

2. 応援要請内容

（参考：記載内容の項目及び詳細）

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

様式－2

○ ○ － ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請した構成機関の長） 殿

応援を要請された構成機関の長
（公印省略）

協定第6条に基づく応援の実施について

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第6条の規定に基づき、 年 月 日付け○○－○○○○
で要請のあったことについては次のとおり行います。

1. 応援内容

（参考：記載内容の項目及び詳細）

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

様式－3

○ ○ - ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請された構成機関の長） 殿

応援を要請した構成機関の長
（公印省略）

運用報告

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目第2条の規定に基づき、次のとおり運用報告
します。

機械および機器 名称	出勤場所	稼動状況 (運転日数 及び運転時間)	その他

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急支援車両及び避難所の暖房用などに必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（費 用）

第4条 前条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の点検整備等、組合員の防災意識の向上等に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第9条 この協定の効力は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は更新されたものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月27日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田県秋田市山王3丁目7番21号
秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合
理 事 長 國 安 教 善

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

秋田県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

（設備等情報の利用）

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

（設備等情報の管理）

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の

覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月24日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部
危機管理監 渡辺 雅人

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 奥田 真弥

災害時における秋田県と日本郵便株式会社東北支社との協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社東北支社（以下「乙」という。）は、秋田県内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、秋田県内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲及び乙が収集した災害情報の相互提供
- （2） 乙のネットワークを活用した被災者支援に関する情報の広報
- （3） 甲が行う応急対策の実施に必要な物資等の乙による輸送
- （4） 乙が行う救援物資を内容とする郵便物の区分及び保管並びに乙の通信手段の確保に必要な甲の施設、資材等の提供
- （5） 甲が主催する被災後の復興計画等に関する会議への乙の出席
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、要請した者が負担するものとし、その金額は、甲乙協議のうえ、適正な方法により算出するものとする。

（平時からの連携）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて次の取組を行い、平時から連携を図るものとする。

- （1） 甲及び乙が主催する防災訓練、防災に関する各種会議等への相互参加
- （2） 甲乙相互の防災に関する計画や協力事項に関する情報交換

（市町村との協定）

第6条 甲及び乙は協力して、市町村と秋田県内郵便局との災害時における協力協定の締結を推進するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総合防災課、乙においては秋田中央郵便局総務部とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月24日

- 甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久
- 乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号
日本郵便株式会社
東北支社長 石塚 信吉

災害時の協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、東北電力株式会社秋田支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社秋田支社（以下「丙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（県災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、秋田県内の被害状況を総合的に判断した上で、甲の意見を踏まえ、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難場所その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の実施に当たり、丙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

（電力復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙及び丙が電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等を確保できない場合には、甲は乙及び丙の要請に協力するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲、乙及び丙の担当部署、担当者、電話番号等については、年1回以上三者で確認の上、任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙が各自保有するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月15日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市山王五丁目15番6号

東北電力株式会社

執行役員 秋田支店長 新田盛久

丙 秋田県秋田市山王五丁目15番6号

東北電力ネットワーク株式会社

秋田支社長 小林昭仁

災害時における電動車両等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。加えて、甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) その他自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合（秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請内容を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた丙は、乙が貸与可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、甲に結果を連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは電動車両等に生じた損害については、その損害の責めに帰すべき事由のある者が補償責任を負うものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(自動車保険の取扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負

担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号

秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車工業株式会社

執行役員

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田トヨタ自動車株式会社、秋田トヨペット株式会社、トヨタカローラ秋田株式会社及びネッツトヨタ秋田株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (2) ハイブリッド自動車

（協力の要請と内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告し、速やかに外部給電可能な車両の提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病に罹患し又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。
- (2) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の責めに帰すべき事由がある者が、補償責任を負うものとする。
- (3) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙にその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内の避難所等で電力供給のために使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(防災訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動等)

第16条 甲及び乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組むものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月23日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

乙 秋田市泉中央2丁目1-3

秋田トヨタ自動車株式会社

代表取締役会長

秋田市川尻町字大川反 233-7

秋田トヨペット株式会社

代表取締役社長

秋田市川尻町字大川反 233-7

トヨタカローラ秋田株式会社

専務取締役

秋田市川尻町字大川反 233-49

ネットトヨタ秋田株式会社

代表取締役社長

災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する災害対応について、乙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 被災した市町村の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施
- 四 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める活動

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は市町村から前条の支援が必要として甲に対して要請があったときは、書面により、乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告するものとする。

3 市町村からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とする。
- 二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲及び乙が協議して定める。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動上知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。また、当該活動を終了した後も、同様とする。

(連絡担当者の設置)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月24日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部危機管理監 土田 元

乙 秋田市山王三丁目1-7

一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会 会長 山陰 逸郎

災害発生時における復興支援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害発生時における復興支援に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 協定第4条の規定に基づき、協定第3条各号の支援について甲が乙に、又は秋田県内の市町村が甲に協力要請を行う場合は、第1号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 その他必要な事項

(協力体制報告)

第3条 協定第5条第1項の規定による協力体制報告は、第2号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応可能人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 その他必要な事項

(業務報告)

第4条 協定第5条第2項の規定による活動内容の報告は、第3号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 応援業務の内容
- 五 その他必要な事項

(連絡担当者等の報告)

第5条 協定第9条の規定に基づき、甲及び乙は、毎年4月30日までに、連絡担当者及び連絡先を

第4号様式により相互に報告するものとする。

なお、乙にあっては、第4号様式に次の各号に掲げる資料を添付し、甲に報告するものとする。

- 一 支援協力に関する乙の組織図
- 二 支援協力に従事できる会員名簿
- 三 その他、必要と認められるもの

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月24日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監 土田 元

乙 秋田市山王三丁目1-7
一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会 会長 山陰 逸郎

(第1号様式)

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

又 は

市 町 村 長

応 援 協 力 要 請 書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり応援協力を要請します。

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項^(※)

(※) 市町村が県に対して要請する場合には連絡担当者も記載すること。

(第2号様式)

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

(一社) 秋田県不動産鑑定士協会長

協 力 体 制 報 告 書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第1項の規定に基づき、次のとおり協力体制を報告します。

- 1 応援協力期間
- 2 対応可能人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

(第3号様式)

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

(一社) 秋田県不動産鑑定士協会長

業 務 報 告 書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり業務実施内容を報告します。

- 1 応援協力期間
- 2 対応人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 応援業務の内容
- 5 その他必要な事項

(第4号様式)

災害時における連絡窓口

1 秋田県(現在)		所在地	〒
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

2 一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会		所在地	〒
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
担当者	責任者	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内において、地震、津波、風水害等、秋田県地域防災計画で対象とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時等に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 天幕大型テント
- (2) エアテント
- (3) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として「物資の供給に係る協力要請書（様式1）」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給への協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかに「物資の供給に係る実施状況報告書（様式2）」により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による意思表示がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月13日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

乙 大阪府大阪市淀川区木川東4-8-4
太陽工業株式会社
代表取締役社長

様式1 (第4条関係)

物資の供給に係る協力要請書

年 月 日

太陽工業株式会社 様

秋田県知事

「災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書」第4条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

1 災害の状況及び協力要請を必要とする理由

2 協力を必要とする物資の内容等

要 請 品 目	数 量	納 入 (設 置) 場 所	要 請 期 間	備 考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

※要請期間は1か月単位とする。

3 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

様式2 (第5条関係)

物資の供給に係る実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事 様

太陽工業株式会社

「災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書」第5条に基づき、次のとおり実施状況を報告します。

1 報告事項

引渡年月日	引 渡 品 目	数量	引渡 (設置) 場所	備 考 (運搬方法等)
年 月 日				

2 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

参考(第3条関係)

天幕の種類とその他機材について

項目	規格	備考
天幕 大型テント		
天幕 パイプテント		
エアテント	ビッグ・マク・クイックシェルター	
	マク・クイックシェルター	
間仕切り	クイックパーテーション	
ブルーシート	クロスラムシート	
水囊チューブ	デルタチューブ	

※その他、乙が供給可能なもののうち、甲が指定するもの。

秋田県と東日本電信電話株式会社との多分野連携協定書 (災害・防災に関する協力事項抜粋)

秋田県(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化し、ICTを活用した地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり多分野連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(2) 暮らしの安全・安心に関すること

災害発生時の安否確認・情報連絡手段確保の取組

- ① 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)の提供
- ② 行政指定避難場所での情報連絡手段の提供
(災害時用公衆電話(特設公衆電話)設置避難場所の拡大)
- ③ 災害発生時、無料開放可能なWi-Fiサービスの提供

平時の防災訓練の取組

- ① 行政指定避難所におけるポータブル衛星電話等の開設、運用訓練の実施
- ② SNS等の利用を想定した災害時用Wi-Fi通信装置の開設、活用訓練の実施

※(1)および(3)～(5)の分野事項は省略

- 2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項（相手方の秘密情報）について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 秋田県秋田市中通四丁目4番4号

東日本電信電話株式会社

取締役 宮城事業部長 中 村 浩

電気自動車を活用した災害連携協定書

秋田県(以下「甲」という。)と秋田日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、羽後日産モーター株式会社(以下「乙2」という。)、株式会社日産サティオ秋田(以下「乙3」という。)及び日産プリンス秋田販売株式会社(以下「乙4」といい、乙1から乙4を総称して以下「乙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙、及び丙が電気自動車等の次世代自動車の普及及び秋田県内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)の発生した場合における円滑な災害対策の実施について基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時に避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)を必要とする場合(秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。)は、乙に対し、協力要請書(第1号様式)により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受け、電気自動車等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、貸与車両の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。ただし、乙が貸与車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

2 乙は、前項の規定により、貸与車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(管理等)

第6条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(補償)

第7条 貸与期間中に生じた貸与車両による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 前条の規定に違反し、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは貸与車両又は充電スタンドに生じた損害については、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第8条 乙は、車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は

重過失により保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（費用負担）

第10条 貸与車両の貸与期間中の電気代（乙の管理する充電スタンドの使用した場合を除く。）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の前直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（外部給電器の使用上の注意）

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第12条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を適宜、甲に提供する。

（連絡調整）

第13条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ連絡調整者名簿（第3号様式）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第17条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。ただし、秋田県内の市町村から要請があった場合を除く。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事 佐竹敬久

- 乙1 秋田県秋田市寺内大小路 207-38
秋田日産自動車株式会社
代表取締役社長 富 樫 俊
- 乙2 秋田県秋田市保戸野鉄砲町 13-2
羽後日産モーター株式会社
代表取締役社長 佐 藤 健 己
- 乙3 秋田県秋田市寺内字イサノ 44-1
株式会社日産サテリオ秋田
代表取締役社長 児 玉 純 一
- 乙4 秋田県秋田市保戸野千代田町 6 番 2 号
日産プリンス秋田販売株式会社
代表取締役社長 道 丹 健
- 丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地
日産自動車株式会社
専務執行役員 遠 藤 淳 一

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

御中

秋田県知事

協力要請書

電気自動車を活用した災害連携協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日

年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考(引渡場所・提供期間等)
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用希望

希望有無	備考(提供期間等)

4 その他の要請及び連絡事項等

【問合せ先】
 秋田県〇〇部〇〇課
 電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

秋田県知事

宛

会社名

代表者名

実施報告書

電気自動車を活用した災害連携協定書第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 電気自動車等の提供内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 その他の連絡事項等

--

3 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

第3号様式 (第13条関係)

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	秋田県
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	秋田日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	羽後日産モーター株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社日産サテリオ秋田
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス秋田販売株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

県の備蓄倉庫及び備蓄状況

備蓄倉庫一覧

（令和3年4月現在）

名 称	所 在 地	面 積	設置年月日	備 考
鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪字六月田1 鹿角地域振興局職員会館内	38.9 m ²	H24.6.30	
県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神字ハケノ下 34-5 大館能代空港敷地内	840.0 m ²	H10.10.30	大館能代空港敷地を使用
山本地域振興局防災備蓄倉庫	能代市御指南町1-10 山本地域振興局職員会館内	59.28 m ²	H26.8.31	
トレイクかたがみ防災備蓄倉庫	潟上市飯田川下虻川井戸沢 41 トレイクかたがみ敷地内	170.0 m ²	H.30.10.1	土地・建物は潟上市より借用
中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川字山籠地内 消防防災航空隊敷地内	480.0 m ²	H14.3.25	秋田空港敷地を使用
消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川字 築館1-1 消防学校敷地内	495.0 m ²	H2.8.10	
仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町13-62 仙北地域振興局倉庫内	57.6 m ²	H24.6.30	
県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂字館ノ下48-9他 横手市赤坂総合公園内	801.24 m ²	H10.10.15	土地は横手市より借用
雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町2-1-10 雄勝地域振興局職員会館内	35.0 m ²	H24.6.30	

共同備蓄指定品目

（令和5年3月31日現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トレイク 潟上	合計
アルファ化米 （白飯）	食	5,500	5,400	5,800	1,800	250	550	850	300	950	21,400
アルファ化米 （五目ご飯）	食	5,050	5,400	5,100	1,800	300	450	750	250	900	20,000
アルファ化米 （ドライカレー）	食	5,100	5,400	5,150	1,800	250	450	700	250	900	20,000
パン （真空パック）	食	15,216	13,056	16,224	5,184	384	3,000	2,904	1,104	2,928	60,000
アルファ化米 （白がゆ）	食	5,500	6,650	6,300	1,400	200	850	950	600	950	23,400
飲料水	L	44,302	28,704	42,624	12,096	1,248	3,072	6,768	864	7,776	147,454
粉ミルク （育児用）	g	4,320	4,320	4,320	3,024	864	2,160	3,456	1,296	2,160	25,920
粉ミルク （フォローアップ用）	g	2,688	2,688	2,688	1,792	896	896	2,240	896	1,344	16,128
粉ミルク （ミルクアレルギー用）	g	783	783	783	522	174	348	609	261	435	4,698
ほ乳瓶 （耐熱ガラス）	本	12	25	12	15	8	8	12	8	10	110
毛布	枚	7,630	8,080	10,910	2,620	430	810	900	560	560	32,500
石油ストーブ ※1	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)		380 (330)
非常用トイレ （便袋）	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900		233,900
トイレットペーパー	巻	2,304	2,208	960	480	240	240	240	240	480	7,392
紙おむつ （大人用）	枚	2,028	780	1,040	2,080	104	104	104	104	520	6,864
紙おむつ （乳幼児用）	枚	728	728	904	728	728	728			728	5,272
生理用品	枚	3,010	1,290	1,290	2,580	860	860	860	860	860	12,470
自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3		165
投光器	台	94		126	101	6	10	10	6		353
コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6	6	336
燃料タンク	個	142		188	120	8	14	14	9		495
タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600		32,500
給水袋	個	800	1,800	700	500	50	100	150	100		4,200
医薬品セット	個	31	40	44	16	3	10	5	9	8	166

その他の品目

（令和5年3月31日現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トイ 潟上	合計
使い捨てほ乳瓶	本	90	230	230							550
タオルケット	枚				1,528						1,528
鍋	個				50						50
やかん	個				110						110
メリヤス	着				400						400
肌着(紳士用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(婦人用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(子供用)	組			480	1,000						1,480
避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100							5,140
災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900							7,000
安全ろうそく	個	380	640	380							1,400
長靴	足	80	120	80							280
防水シート(大)	枚	250	200	250	300						1,000
防水シート(小)	枚	250	300	250	200						1,000

※1 石油ストーブの（ ）内の数字は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量
（反射式2台＝対流式（指定規格）1台に換算）

県・市町村の備蓄目標量

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（合計）

品目		数量	左の内訳	
食料品等	主食	289,500 食	139,193 人×99%（乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3	
	内訳	主食 (アルファ化米・パン等)	242,700 食	139,193 人×83%（高齢者(75 歳以上)・乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3
		主食 (お粥等)	46,800 食	139,193 人×16%（高齢者(75 歳以上)）×3 食×3 日×7/10×1/3
	飲料水	292,400 ℓ	139,193 人×3 ℓ×3 日×7/10×1/3	
	粉ミルク	82,400 g	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×130g×3 日×7/10×1/3	
	ほ乳瓶	220 本	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×1 本×7/10×1/3	
防寒用品	毛布	65,000 枚	139,193 人×2 枚×7/10×1/3	
	石油ストーブ	660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（100 人の避難所に 2 台・投光器の数量との調整有り） ※反射式の場合は 1 台につき 0.5 台に換算	
衛生用品	トイレ	467,700 回分	139,193 人×96%（紙おむつ使用者(要介護度 4・5 及び 3 歳未満)以外)×5 回×3 日×7/10×1/3	
	トイレトーパー	14,700 巻	139,193 人×0.15 巻×3 日×7/10×1/3	
	紙おむつ(大人用)	13,700 枚	139,193 人×2%（要介護度 4・5）×7 枚×3 日×7/10×1/3	
	紙おむつ(乳幼児用)	9,800 枚	139,193 人×2%（3 歳未満）×5 枚×3 日×7/10×1/3	
	生理用品	24,400 枚	139,193 人×5%（12～50 歳女性の 25%）×5 枚×3 日×7/10×1/3	

品 目		数 量	左の内訳
発電・照明機材	自家発電機	330 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 1 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (100人の避難所に1台)
	投光器	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	コードリール	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	燃料タンク	990 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 3 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (石油ストーブ及び発電機1台につき各1台)
その他	タオル	65,000 枚	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 7/10 \times 1/3$
	給水袋	6,500 個	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ ㍓} (1 \text{ 人分} 2 \text{ ㍓}) \div 10 \text{ ㍓} (10 \text{ ㍓ 用の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10㍓程度以外の場合は10㍓に換算
	医薬品セット	330 個	$139,193 \text{ 人} \times 10\% (医療機関を受診しない軽傷者) \div 10 \text{ 人} (10 \text{ 人分の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10人分程度以外の場合は10人分に換算

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳①）

品 目	主食 (食)	内 訳		飲料水 (ℓ)	粉ミルク (g)	ほ乳瓶 (本)	毛布 (枚)	
		主食 (アルファ化 米・パン等)	主食 (お粥等)					
目標量全体	289,500	242,700	46,800	292,400	82,400	220	65,000	
県	144,750	121,350	23,400	146,200	41,200	110	32,500	
市 町 村	秋田市	43,136	36,163	6,974	43,568	12,278	33	9,685
	能代市	7,889	6,614	1,276	7,968	2,246	6	1,772
	横手市	13,115	10,995	2,121	13,246	3,733	10	2,945
	大館市	10,524	8,823	1,702	10,629	2,996	8	2,363
	男鹿市	4,314	3,617	698	4,357	1,228	4	969
	湯沢市	6,789	5,692	1,098	6,857	1,933	6	1,525
	鹿角市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	由利本荘市	11,363	9,526	1,837	11,477	3,235	9	2,552
	潟上市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	大仙市	11,783	9,878	1,905	11,901	3,354	9	2,646
	北秋田市	4,864	4,078	787	4,913	1,385	4	1,092
	にかほ市	3,677	3,083	595	3,714	1,047	3	826
	仙北市	3,952	3,313	639	3,992	1,125	4	888
	小坂町	811	680	132	819	231	1	182
	上小阿仁村	377	316	61	381	108	1	85
	藤里町	522	437	85	527	149	1	117
	三種町	2,519	2,112	408	2,544	717	2	566
	八峰町	1,101	923	178	1,112	314	1	247
	五城目町	1,405	1,178	227	1,419	400	2	316
	八郎潟町	883	741	143	892	252	1	199
井川町	739	619	120	746	211	1	166	
大潟村	435	365	71	439	124	1	98	
美郷町	2,895	2,427	468	2,924	824	3	650	
羽後町	2,244	1,881	363	2,267	639	2	504	
東成瀬村	391	328	64	395	112	1	88	
県・市町村の合計 ※	289,686	242,857	46,842	292,587	82,463	231	65,049	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳②）

品 目	石油ストーブ (台)	トイレ (回分)	トイレトペ ーパー(巻)	紙おむつ (大人用) (枚)	紙おむつ (乳幼児用) (枚)	生理用品 (枚)	
目標量全体	660	467,700	14,700	13,700	9,800	24,400	
県	330	233,850	7,350	6,850	4,900	12,200	
市 町 村	秋田市	99	69,688	2,191	2,042	1,461	3,636
	能代市	18	12,745	401	374	268	665
	横手市	30	21,187	666	621	444	1,106
	大館市	24	17,001	535	498	357	887
	男鹿市	10	6,969	220	205	147	364
	湯沢市	16	10,968	345	322	230	573
	鹿角市	11	7,437	234	218	156	388
	由利本荘市	26	18,358	577	538	385	958
	潟上市	11	7,437	234	218	156	388
	大仙市	27	19,036	599	558	399	994
	北秋田市	12	7,858	247	231	165	410
	にかほ市	9	5,940	187	174	125	310
	仙北市	10	6,385	201	188	134	334
	小坂町	2	1,310	42	39	28	69
	上小阿仁村	1	609	20	18	13	32
	藤里町	2	842	27	25	18	44
	三種町	6	4,069	128	120	86	213
	八峰町	3	1,778	56	53	38	93
	五城目町	4	2,269	72	67	48	119
	八郎潟町	3	1,427	45	42	30	75
井川町	2	1,193	38	35	25	63	
大潟村	1	702	23	21	15	37	
美郷町	7	4,677	147	137	98	244	
羽後町	6	3,625	114	107	76	190	
東成瀬村	1	632	20	19	14	33	
県・市町村の合計 ※	671	467,992	14,719	13,720	9,816	24,425	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳③）

品 目	自家発電機 (台)	投光器 (台)	コード リール (台)	燃料 タンク (台)	タオル (枚)	給水 タンク (個)	医薬品 セット (個)	
目標量全体	330	660	660	990	65,000	6,500	330	
秋田県分	165	330	330	495	32,500	3,250	165	
市 町 村	秋田市	50	99	99	148	9,685	969	50
	能代市	9	18	18	27	1,772	178	9
	横手市	15	30	30	45	2,945	295	15
	大館市	12	24	24	36	2,363	237	12
	男鹿市	5	10	10	15	969	97	5
	湯沢市	8	16	16	24	1,525	153	8
	鹿角市	6	11	11	16	1,034	104	6
	由利本荘市	13	26	26	39	2,552	256	13
	潟上市	6	11	11	16	1,034	104	6
	大仙市	14	27	27	41	2,646	265	14
	北秋田市	6	12	12	17	1,092	110	6
	にかほ市	5	9	9	13	826	83	5
	仙北市	5	10	10	14	888	89	5
	小坂町	1	2	2	3	182	19	1
	上小阿仁村	1	1	1	2	85	9	1
	藤里町	1	2	2	2	117	12	1
	三種町	3	6	6	9	566	57	3
	八峰町	2	3	3	4	247	25	2
	五城目町	2	4	4	5	316	32	2
	八郎潟町	2	3	3	4	199	20	2
井川町	1	2	2	3	166	17	1	
大潟村	1	1	1	2	98	10	1	
美郷町	4	7	7	10	650	65	4	
羽後町	3	6	6	8	504	51	3	
東成瀬村	1	1	1	2	88	9	1	
県・市町村分の合計 ※	341	671	671	1,000	65,049	6,516	341	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

